

中国著作権法における情報ネットワーク伝達権に関する問題点及び整備

胡 雲 紅*

抄 録 インターネット環境における著作権の保護について、中国では2001年に著作権法を改正する際に、インターネット環境における著作権の侵害行為に対応するため、著作者及び実演家等の「情報ネットワーク伝達権」が設けられた。この著作者の情報ネットワーク伝達権と実演家の情報ネットワーク伝達権の権利範囲には相違があり、不均衡な状況となっているため、外国の権利者に混乱をもたらす可能性がある。本稿においては、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」(以下「WCT」という)及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」(以下「WPPT」という)における著作者及び実演家のインターネット環境における権利の相違を比較した上で、中国著作権法における著作者と実演家の「情報ネットワーク伝達権」に関する規定を紹介し、それに関する問題点を指摘しながら、問題を解決する対策を論じる。

目 次

1. はじめに
2. WCTにおける公衆伝達権に関する取扱い
3. WPPTにおける公衆への伝達権と利用可能化権の関係
4. 中国著作権法における情報ネットワーク伝達権
 4. 1 著作物に関する情報ネットワーク伝達権
 4. 2 実演に関する公衆への伝達権と情報ネットワーク伝達権
 4. 3 中国著作権法における公衆への伝達権に関する問題点及び整備
5. 終わりに

1. はじめに

ベルヌ条約は1971年のパリ改正以来、全く改正が行われないうまま今日にいたった。しかし、デジタル技術の急速な発展に伴い、インターネット環境における著作権侵害の事案が各国において次々と生じてきた。そのため、各加盟国は、ベルヌ条約第20条に定める特別の取決めとし

て、ベルヌ条約を基礎としながら、同条約とは別の条約として、加盟国の間でのみ効力をもつ条約を成立させようという合意に達し、著作権の保護に関するWCTが採択された¹⁾。一方、実演家及びレコード製作者の保護に関しては、ローマ条約を基礎としながら、新たな技術がもたらした問題に対応するため、WPPTが採択された²⁾。

中国では2001年に著作権法を改正する際に、インターネット環境における著作権の侵害行為に対応するため、WCTにおける著作者に対する「公衆伝達権」と、WPPTにおける実演家等に対する「公衆への伝達権」「利用可能化権」に基づいて「情報ネットワーク伝達権」が設けられた。しかしその結果、著作者に対する情報ネットワーク伝達権と実演家に対する情報ネットワーク伝達権の権利範囲には相違が生じている。

* 横浜国立大学国際社会研究科 国際経済法学博士
Hu Yunhong

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

本稿においては、WCTとWPPTにおいて関連する条文を比較した上で、中国著作権法における「情報ネットワーク伝達権」に関する規定を分析し、その問題点を指摘しながら、問題を解決する対策を論じる。

2. WCTにおける公衆伝達権に関する取扱い

WCTの第8条では、著作者の公衆への伝達に関する権利について、「公衆伝達権」により保護している。

WCT第8条

(前省略) 文学的及び美術的著作物の著作者は、その著作物について、有線又は無線の方法による公衆への伝達(公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。)を許諾する排他的権利を享有する。

すなわち、公衆への伝達にはベルヌ条約の中で既に規定されている放送、実演などの様々な公衆伝達を含むほか、「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置く」という利用可能化行為も含むのである。具体的には、公衆への伝達権は、ベルヌ条約において規定されている著作物の上演・演奏、無線による放送、放送された著作物の原放送機関以外の有線又は無線による公の伝達、著作物の朗読の公の伝達、及び映画の著作物の頒布などに関する権利をカバーするほか、インターネット環境における伝達行為に係る権利もカバーしているものと考えられる。

3. WPPTにおける公衆への伝達権と利用可能化権の関係

WPPTにおいては、実演家の公衆への伝達

する権利について、公衆への伝達権と利用可能化権に分けて規定している。前述のとおり、WCTにおける「公衆への伝達」は一般的放送や演奏などの伝達手段を含むほか、インターネットを通じ著作物を伝達する行為も含んでいる。これに対し、WPPTにおいては、WCTと同じ「公衆への伝達」という用語を用いているが、その範囲は異なり、無線による放送行為が含まれない。WPPTにおいて、「公衆への伝達」については以下のとおり定められている。

WPPT第2条(g)

実演又はレコードの「公衆への伝達」とは、実演の音又はレコードに固定された音若しくは音を表すものを放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。また、第15条の規定の適用上、「公衆への伝達」は、レコードに固定された音又は音を表すものを公衆が聴くことができるようにすることを含む。

また、「利用可能化権」について、以下のとおり定められている。

WPPT第10条 固定された実演の利用可能化権

実演家は、レコードに固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

WPPT第6条 実演家の固定されていない実演に関する財産的権利

実演家は、その実演に関して、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 固定されていない実演の放送又は公衆への伝達を行うこと(実演が既に放送されたものである場合を除く。)

(ii) 固定されていない実演を固定すること

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なお実演家及びレコード製作者は、レコードに固定された実演の公衆への伝達に対しては報酬請求権を享有するとされている。

要するに、WPPTにおいてインターネット環境における利用に関しては、著作物及び生の実演の伝達には公衆への伝達権が付与され、インターネットにおけるレコードに固定された実演の伝達には、利用可能化権及び報酬請求権が付与されているのである。例えば、ある歌手のコンサートを、インターネットを通じて中継する場合、公衆への伝達権が働き、作曲家や作詞家などの著作者のみならず、歌手や演奏者からも中継についての許諾を得なければならない。これに対し、中継でない場合には、インターネットを通じそのコンサートのCD又はDVDを公衆に伝達する際に、利用可能化権が働き、著作者やレコード製作者の許諾を得る必要があるほか、歌手や演奏者から許諾を得る必要もある。しかし、インターネット環境におけるウェブキャスト（インターネット放送）の場合に、歌手や演奏者には報酬を支払えば十分である。

4. 中国著作権法における情報ネットワーク伝達権

中国著作権法においては、著作物を公衆に伝達する行為に関しては「放送権」及び「情報ネットワーク伝達権」が定められており、実演を公衆に伝達する行為に関しては、生の実演に関する放送を含む「公衆への伝達権」及び「情報ネットワーク伝達権」が定められている。

4. 1 著作物に関する情報ネットワーク伝達権

中国著作権法第10条第1項第12号において、著作者の情報ネットワーク伝達権が定められている。

著作権法第10条第1項第12号

（前省略）有線又は無線の方式で公衆に著作物を提供し、公衆が自分で選定した時間及び場所で著作物を得ることができるようにする権利。

この規定を見ると、情報ネットワーク伝達権が及ぶ行為は、三つの要件を満たさなければならないと思われる。すなわち、①著作物を公衆に提供すること；②公衆が自分で選択した時間で著作物を得ることができること；③公衆が自分で選択した場所で著作物を得ることができること、この三つの要件が同時に満たされる場合に情報ネットワーク伝達権が働くこととなる。

インターネット環境におけるウェブキャスト（インターネット放送）行為に関しては、インターネット事業者により予め計画されたプログラムであり、②の「公衆が自分で選択した時間で著作物を得ることができること」を満たさないため、情報ネットワーク伝達権に該当しないと考えられる。

また当該行為は、WCTにおいては公衆への伝達権に該当するが、中国著作権法においては、それに当たる権利が設けられていない。

ただ前述のとおり、中国著作権法においては、著作物の公衆への伝達行為は、放送権及び情報ネットワーク伝達権により保護されている。インターネット環境における伝達行為が対象になるか否かについて明記されていないが、ウェブキャスト行為はおそらく放送権「その他の記号、音声、画像を伝達する類似の手段により著作物を公衆に伝達する行為」（第10条第1項第11号）に含まれると思われる。つまり、ウェブキャスト行為は情報ネットワーク伝達権ではなく、放送権により保護されると考える。

なお、放送権に関しては、第42条2項³⁾において、公表済みの著作物を放送することについて著作者に対して権利制限が加えられており、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

許諾権を行使することができなくなることに注意する必要がある。

4. 2 実演に関する公衆への伝達権と情報ネットワーク伝達権

(1) 生の実演に関する公衆への伝達権

第37条第1項第3号において、実演家は公衆への伝達権を享有するとされている。

著作権法第37条第1項第3号

他人がその実演を実況中継及び公開で伝達することを許諾し、かつ報酬を取得する権利

すなわち、実演家は生の実演に関しては、その実演を放送その他の方法により生中継されたり、公開で伝達されたりする場合、許諾権と報酬請求権を行使することができる。

著作物に関する放送権に比べ、実演家は生の実演に関し、より強い権利が付与されていると考えられる。なぜならば、例えば実演家が既に公表されている著作物を生で実演し、ラジオ局やテレビ局により放送される場合、著作者はその著作物が既に公表済みであるために許諾権を行使することができないとされる（第42条第2項）が、これに対し、実演家は許諾権を行使することができるからである。このような規定ぶりは、著作者と実演家の保護の不均衡をもたらす可能性があるのではないか。

また、第37条第1項第3号における公衆への伝達権がインターネット環境におけるウェブキャスト行為を含むか否かは条文から明確にされていない。しかし同項第6号の実演家の「情報ネットワーク伝達権」において、ウェブキャスト行為を含むすべてのインターネット環境における実演の伝達行為にこの権利が働くこととなると解釈できる（詳細は後述）。したがって、第3号における公衆への伝達権は、インターネット環境における実演の伝達行為に及ばないものと考えられる。

要するに、中国著作権法において実演家に対する公衆への伝達権の対象は、生の実演を放送し又はインターネット以外の公衆への伝達行為のみ含まれており、インターネット環境における公衆への伝達行為が情報ネットワーク伝達権により規定されている。

(2) 実演に関する情報ネットワーク伝達権

第37条第1項第6号において、実演家は「情報ネットワーク伝達権」を享有するとされている。

著作権法第37条第1項第6号

情報ネットワークを通じ、他人がその実演を公衆に伝達することを許諾し、かつ報酬を取得する権利

これにより、すべてのインターネット環境における公衆への伝達行為がこの権利の規制対象となると考えられる。また、ここでいう実演は生の実演であるか否か、音の実演であるか否かを問わず、すべての実演が情報ネットワーク伝達権の対象となるとされている。そして実演家は、その実演を視聴者が自分で選定した時間及び場所（オンデマンド配信）で利用できるようにする場合に権利を及ぼすことができると解される。また、視聴者が自分で選定した場所であっても、自分で選定できない時間に実演を利用する場合、即ちネットワーク事業者が提供したプログラムに従って視聴するウェブキャスト行為に関して実演家の権利が及ぶと解される。しかしそうであるとすれば、実演に関する規定ぶりと著作物に関する規定ぶりは異なることとなる。

このように、インターネット環境におけるウェブキャスト行為に対し、実演家と著作者が主張できる権利に差が生じている。すなわち、ウェブキャストに関し、実演家は情報ネットワーク伝達権により権利を主張するこ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 (参考) 中国著作権法における著作者と実演家の情報ネットワーク伝達権

情報ネットワーク伝達権	
著作者	有線又は無線の方式で公衆に著作物を提供し、公衆が自分で選定した時間及び場所で著作物を得ることができるようにする権利（ウェブキャスト行為に及ばない） ※WCT及びWPPTにおける利用可能化権に相当する
実演家	情報ネットワークを通じ、他人がその実演を公衆に伝達することを許諾し、かつ報酬を取得する権利（ウェブキャスト行為に及ぶ）

とができるが、著作者については公衆への伝達権に相当する権利が設けられていないため、権利が及ばない可能性がある（前述のとおり、放送権で保護されている可能性はあるものの、その定義においてはウェブキャスト行為に権利が及ぶか否かについて明確に規定されていないため）。したがって、この面から見ると、実演家の権利は著作者よりも厚く保護されているかのような状況となっている。

(3) 情報ネットワーク伝達権保護条例における規定

2006年5月に著作者及び実演家の情報ネットワーク伝達権をより明確に保護するために、中国国務院により頒布された「情報ネットワーク伝達権保護条例」における規定をみると、著作者と実演家の情報ネットワーク伝達権の権利内容は異なっていないように見える。

同条例における情報ネットワーク伝達権の定義は、同条例第26条第1項により、「有線又は無線の方式で、公衆に著作物、実演若しくは録音録画製品を提供し、公衆が自分で選定した時間及び場所で著作物、実演若しくは録音録画製

品を得ることができるようにする権利」とされている。すなわち、この権利は著作権法第10条第1項第12号における著作者に対する権利と同じく、視聴者が選択した時間及び場所で著作物や実演等を視聴する場合にしか働かないのである。だとすれば、いわゆるウェブキャスト行為に関しては、この条例における「情報ネットワーク伝達権」は及ばないと解釈できる。

しかし一方で、同条例第2条の規定を見ると、ウェブキャスト行為は情報ネットワーク伝達行為に含まれる可能性が高いように見える。第2条によれば、「権利者は享有している情報ネットワーク伝達権が著作権法及び本条例に従い保護されている。法律又は行政法規における別の規定がある場合を除き、すべての組織又は個人が他人の著作物、実演若しくは録音録画製品をネットワークを通じて公衆に提供する場合には、権利者の許諾を得て、かつ、報酬を支払わなければならない」とされているため、ここでいう著作者や実演家等の許諾権又は報酬請求権は「ネットワークを通じ、著作物、実演又は録音録画製品を公衆に提供する」場合すべてに及ぶと理解できる。すなわち、ウェブキャスト行為を含め、すべてのネットワーク上の公衆への伝達行為に及ぶのである。

このように、同じ条例の中であるにもかかわらず、著作者や実演家等が享有する情報ネットワーク伝達権の定義において、公衆への伝達行為の範囲と報酬を支払うべき伝達行為の範囲が異なる状況となっており、ウェブキャスト行為が情報ネットワーク伝達に含まれるか否かについて、依然として不明確なままである。このような規定ぶりは情報ネットワーク伝達権に対し、理解の混乱をもたらすおそれがある。また、国際条約の規定を見れば、中国著作権法第10条第1項第12号の著作者の情報ネットワーク伝達権はWCTやWPPTにおける利用可能化権に相当するのに対して、第37条第1項第6号の実演

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

家の情報ネットワーク伝達権がウェブキャスト
ィングや生の実演の保護という観点からみると、WCT及びWPPTにおける公衆への伝達権
に対応していることが、さらに理解を困難にし
ているのではないと思われる。さらに、仮に
著作物のウェブキャストィング行為について、
第10条第1項第11号の放送権によりカバーし、
ウェブキャストィングを行う事業者がラジオ局
又はテレビ局と同様に位置づけられると解すれ
ば、当該事業者は第42条のラジオ局及びテレビ
局と同様に、他人がすでに公表した著作物をイ
ンターネットを通じて放送する場合、著作権者
の許諾を得ずに、報酬を支払えば当該著作物を
利用することができるものと考えられる。だと
すれば、ウェブキャストィング行為に関し、著
作者の権利は実演家より弱いこととなる（実演
家の放送権はウェブキャストィングには及ばな
いため、権利制限の規定もないからである）。

法律的な効力を考えれば、著作権法が上位法
であるため、この条例の規定に基づいて著作権
法における権利の内容を解釈することは、妥当
ではないと考える。

したがって、中国法において、理解の混乱を
生じさせないよう著作権法における規定と著作
権に関する法規をいかに整合性のあるものにす
るかということが解決しなければならない問題
となっている。

4.3 中国著作権法における公衆への伝達 権に関する問題点及び整備

(1) 公衆への伝達権（放送権を含む）に関す る著作者と実演家の権利の不均衡

前述のとおり、中国著作権法においては、著
作者に放送権が付与されていても、ラジオ局や
テレビ局などの放送機関により公表された著作
物が公衆に伝達される際には、映画の録画物を
除き、著作者の許諾を得る必要がないが、報酬
を支払わなければならないこととされている³⁾。

これに対し、著作権法第37条第1項第3号によ
って、実演家は生の実演の公衆への伝達（放送
を含む。）に関し、許諾権かつ報酬請求権を有
することとなっている。例えば、歌手がコンサ
ートを行う場合、そのコンサートを放送しよう
とする放送機関は、歌手に許諾を得なければな
らないが、作曲家と作詞家の許諾を得る必要は
ないということになるが、このような状況は、
本末転倒である。なぜならば、著作権保護のそ
もその趣旨は、著作者の創作を奨励し、社会
の文化交流を円滑に進めることであり、実演家
は著作物の伝達者として保護をうけるものだからだ。実演家に対して著作者よりも強い権利が
与えられているのは不合理ではないか。

著作者に放送権が付与されている以上、ラジ
オ局及びテレビ局は他の放送機関と同様に著
作者にきちんと許諾を得てから著作物を放送す
るよう規定の整備が必要であると思われる。あ
わせて、著作権法第42条の権利制限規定を削
除し、著作物が放送される際に、生の実演と同
様に著作者の許諾を得ることが必要と規定す
れば、放送に関する実演家と著作者の保護の
不均衡の問題を解消することができる。

(2) 映画の著作物に関する著作者と実演家の 権利の不均衡

映画の著作物については、テレビ局又はイ
ンターネットにおける放送行為に対して放送権
が働くこととなる。しかし、中国著作権法によ
れば、映画の著作物の著作権は法定帰属によ
り映画の製作者に帰属させることとなっている
ため、映画の製作に寄与した監督や撮影者な
どの著作者は、氏名表示権以外の著作者人格
権及び財産権を享有していない。したがって、
映画の著作者は、映画の著作物の公衆への伝
達に関して氏名表示権しか主張することができ
ないこととなっており、インターネット環境に
おけるテレビドラマ等の映画の著作物の伝達
について

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

も、映画製作者により権利が行使されることとなっている。

一方で、中国著作権法における実演家に関する著作隣接権は、映画に出演する実演家か否かを問わずすべての実演家が享有する権利とされているため、映画に出演する俳優達は他の歌手等の実演家と同様に人格権及び財産権を有することとなる。このような規定ぶりにより、人格権と同様に実演家が享有している財産権が著作権より強いという結果となっている。例えば、映画の著作物をインターネットにおいて伝達する場合に、映画の製作者の同意を得るほか映画に出演していた実演家の許諾を得る必要もあるが、映画の創作に大きく寄与した監督及び撮影者等の著作権者は、氏名表示権以外の著作権人格権及び財産権を有していないため、権利行使ができないのである。このような規定ぶりは映画の著作権者にとって不合理なのではないかと考える。

ローマ条約やWPPTなどの国際条約をみれば、映画の著作物に関する実演家の保護は、歌手等の実演家と区別し、特別に規定されている。例えば、ローマ条約第19条においては、映画に固定された実演に関しては「この条約のいかなる規定にもかかわらず、実演家がその実演を影像の固定物又は影像及び音の固定物に収録することを承諾したときは、その時以後第7条の規定（実演家の権利）は、適用しない。」と定められている。また、WPPTにおいては、生の実演を行う実演家を除き、固定された実演に関するすべての権利は音の実演を行った実演家にしか享有されないこととなっている。これらは、映画の著作物は制作される時、大量の投資及び労力を要し、また、他の著作物との流通経路も異なるという現状から設けられたものであり、結局映画の著作物に関する財産権は映画製作者に属することとなっている。

映画に出演した俳優達は、国際的に実務上、

製作者と契約を結ぶ時にその映画に関する財産権を製作者に譲渡する機会が多いため、著作者と同様の権利しか行使できなくなっていると思われる。しかし法律上、映画の著作者の権利のみを製作者に法定帰属させ、実演家についてこれに相当する規定を置かないのは、不均衡ではないかと思われる。映画の著作物の制作及び流通の特性を踏まえ、著作者の権利を法定帰属により製作者に帰属させるのであれば、実演家の財産権も製作者に帰属させるという趣旨を明確に規定し、その上で、著作者と実演家に報酬請求権を付与するべきではないか。

(3) ウェブキャスティングに関する取扱い

前述のとおり、中国著作権法においては、著作者と実演家の情報ネットワーク伝達権の意味するところが異なっていると考えられるため、ウェブキャスティング行為に関し、いかに権利を保護するのかについて不明確なままである。現行著作権法における規定を見ると、著作者の情報ネットワーク伝達権はウェブキャスティングに及ばないと解されるが、実演家の権利は及ぶこととなっているため、著作者と実演家の保護が不均衡となるおそれがある。例えば、映画の著作物は他者にインターネットで配信される場合には（ウェブキャスティング行為に限る）、実演家としての俳優達の許諾が必要であるが、著作者からの許諾が要らないのである。したがって、ウェブキャスティング行為に対して、いかに著作者の権利を明確に保護するのかについて改正すべき問題である。

5. 終わりに

中国著作権法の歴史は、わずか20年足らずのため、著作権及び著作隣接権の権利内容に関し、規定が不十分であるところがまだ残っている。また、1991年に中国著作権法が公布されて以来現在までの16年間に、中国の経済がかつての計

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

画経済体制から市場経済体制に転換したため、従前は国家の機関や演出団体に属していた一部の著作者や実演家がこの経済の転換期において、「過去のいったん就職すれば真面目に働かなくても解雇される心配がない」⁴⁾社会とは異なり、生存のために市場競争に参加せざるを得ない状況となっている。近年では海賊版や無断利用との戦いから、著作者や実演家自身の権利意識も高まりつつあり、権利内容の充実や権利行使の実効性の確保に向け様々な要望活動を行っている。

前述のとおり、著作者及び実演家の情報ネットワーク伝達権に関しては、中国「情報ネットワーク伝達権保護条例」における権利の定義と許諾権が及ぶ行為に矛盾があるという状況は一般的な理解の混乱をもたらすのみならず、実務上も混乱をもたらすだろうと思われる。特に、外国の権利者に理解上の困難をもたらし、権利の行使に不便を生じる可能性がある。

したがって、著作権法及び情報ネットワーク保護条例における権利の範囲及び定義をいかに一致させていくのかという点も今後の課題である。

注 記

- 1) 半田正夫, 著作権法概説 (第12版), p.43 (2005) 法学書院
- 2) 条約の趣旨は、前文において明らかに説明されている。「情報及び通信に係る技術の発展及び融合が文学的及び美術的著作物の創作及び利用に重大な影響を与えることを認めた」。
- 3) 中国著作権法第42条第2項によれば、「ラジオ局、テレビ局が他人がすでに公表した著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得る必要はないが、報酬を支払わなければならない。」とされている。
- 4) 中国では「鉄飯碗」と表現する。中国の改革開放政策が施行される前には、国営機関や企業で働いている人は「鉄飯碗」を持っている人だと呼ばれていた。

(原稿受領日 2007年12月28日)